

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 12 月 10 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500501号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500187号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年12月16日の標準賞与額を27万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

A社から平成17年12月に支給されていた賞与が、厚生年金保険の記録とされていないので、調査の上、当該賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された冬期賞与明細及び給与振込明細表兼振込手数料受取書により、請求者は、同社から平成17年12月16日に賞与の支給を受け、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記冬期賞与明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、27万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(処理日は、平成27年5月7日)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成

22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500467号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500183号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年12月10日の標準賞与額を78万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月10日

年金事務所からの通知により、平成16年12月に支給された賞与の記録が漏れていることがわかったので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表により、請求者は、同社から請求期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、78万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500516号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500188号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における昭和60年3月1日から昭和61年3月1日までの期間、昭和63年10月1日から平成元年9月1日までの期間及び平成4年10月1日から平成5年8月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、昭和60年3月から同年9月までの期間は7万6,000円から10万4,000円、同年10月から昭和61年2月までの期間は8万6,000円から9万2,000円、昭和63年10月から平成元年8月までの期間は9万2,000円から9万8,000円、平成4年10月から平成5年7月までの期間は11万円から13万4,000円とする。

昭和60年3月から昭和61年2月までの期間、昭和63年10月から平成元年8月までの期間及び平成4年10月から平成5年7月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和60年3月から昭和61年2月までの期間、昭和63年10月から平成元年8月までの期間及び平成4年10月から平成5年7月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年9月1日から平成14年9月21日まで

年金記録を確認したところ、A社における標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低額となっている期間があった。給与明細書を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和60年3月1日から昭和61年3月1日までの期間、昭和63年10月1日から平成元年9月1日までの期間及び平成4年10月1日から平成5年8月1日までの期間

については、請求者から提出されたA社の給与明細書により、請求者が、当該期間において厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払いを受け、厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、昭和60年3月1日から昭和61年3月1日までの期間、昭和63年10月1日から平成元年9月1日までの期間及び平成4年10月1日から平成5年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の上記期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和60年3月から同年9月までの期間は10万4,000円、同年10月から昭和61年2月までの期間は9万2,000円、昭和63年10月から平成元年8月までの期間は9万8,000円、平成4年10月から平成5年7月までの期間は13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和60年3月から昭和61年2月までの期間、昭和63年10月から平成元年8月までの期間及び平成4年10月から平成5年7月までの期間について、請求者に係る請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているが、請求者の上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と厚生年金保険の記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和58年9月1日から昭和60年3月1日までの期間、昭和61年3月1日から昭和63年10月1日までの期間、平成元年9月1日から平成4年10月1日までの期間及び平成5年8月1日から平成14年9月21日までの期間については、上記給与明細書により、事業主が源泉控除していたと確認若しくは推認できる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500532号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500189号

## 第1 結論

請求期間のうち、訂正請求記録の対象者のA社における平成4年10月1日から平成5年11月1日までの期間、平成6年6月1日から平成8年10月1日までの期間及び同年11月1日から平成9年11月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成4年10月から平成5年10月までの期間は36万円から41万円、平成6年6月から同年10月までの期間は28万円から36万円、同年11月から平成8年9月までの期間は28万円から32万円、同年11月から平成9年7月までの期間は30万円から36万円、同年8月から同年10月までの期間は34万円から36万円とする。

平成4年10月から平成5年10月までの期間、平成6年6月から平成8年9月までの期間及び同年11月から平成9年10月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者の平成4年10月から平成5年10月までの期間、平成6年6月から平成8年9月までの期間及び同年11月から平成9年10月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年6月1日から平成14年5月1日まで

夫の年金記録を確認したところ、A社における標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低額となっている期間があった。給与明細書を提出するので、記録を訂正し、年金額に

反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成4年10月1日から平成5年11月1日までの期間、平成6年6月1日から平成8年10月1日までの期間及び同年11月1日から平成9年11月1日までの期間については、請求者から提出されたA社の給与明細書により、訂正請求記録の対象者が、当該期間において厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬月額の支払いを受け、厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成4年10月1日から平成5年11月1日までの期間、平成6年6月1日から平成8年10月1日までの期間及び同年11月1日から平成9年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、訂正請求記録の対象者の上記期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成4年10月から平成5年10月までの期間は41万円、平成6年6月から同年10月までの期間は36万円、同年11月から平成8年9月までの期間は32万円、同年11月から平成9年10月までの期間は36万円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成4年10月から平成5年10月までの期間、平成6年6月から平成8年9月までの期間及び同年11月から平成9年10月までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているが、訂正請求記録の対象者の上記給与明細書において確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と厚生年金保険の記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和52年6月1日から平成4年10月1日までの期間、平成5年11月1日から平成6年6月1日までの期間、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成9年11月1日から平成14年5月1日までの期間については、上記給与明細書により、事業主が源泉控除していたと確認若しくは推認できる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額若しくは訂正請求記録の対象者の報酬月額のそれぞ

れに見合う標準報酬月額のうち低い方の額が厚生年金保険の記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。